

2022年11月17日
株式会社 広島銀行

お客さま情報の誤郵送に関するお詫びについて

この度、弊行の財形預金をご利用頂いているお取引先の従業員さまの情報を、以下の通り、他社に誤郵送したことが判明いたしました。

お客さまに関する大切な情報をお預かりしている金融機関として、お客さまにご心配とご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

今後、かかることのなきよう、お客さまからお預りした情報を厳正に取り扱うことの重要性を改めて弊行全従事者に周知徹底し、再発防止に努めてまいります。

1. 概要

(1) お取引先(1社)の従業員さまの情報が記載された書類を、誤って他社(1社)へ郵送したものです。

発覚日	2022年11月9日(水)
書類名	「財形預金残高明細表」
社数/件数(人数)	1社/1,248件(重複を除き1,163名)
書類に記載されている情報	①社員番号 ②カナ氏名 ③積立種別 ④取扱店 ⑤預金種類 ⑥口座番号 ⑦当月お取引額(内利息額) ⑧お預り金額残高 ⑨新規預入日 ⑩預入期限日・最終預入日 ⑪満期日・受取開始日 ⑫毎月積立額 ⑬年金受取回数 ⑭賞与積立金額 ⑮税区分 ⑯非課税限度額 ⑰財形区分 ⑱新規・解約 (③以降は、財形預金に関する情報です)

なお、「住所」・「生年月日」・「電話番号」の情報は含まれておりません。

2. 発生原因

(1) 弊行担当者が、「財形預金残高明細表」の郵送作業を行った際、お取引先と異なる他社さまの宛名シールを封筒に貼付し、弊行責任者に確認を依頼。

(2) 責任者は、照合・確認が不十分で、宛名シールの貼り間違いを看過し、封緘、郵送。

3. 二次被害の有無

(1) 誤郵送した書類は、誤郵送先のご協力により、弊行従事者が現地訪問の上、発覚した11月9日当日に回収しております。なお、当該書類は、誤郵送の確認以外に使用されていないことを確認しました。つきましては、本件に起因した不正使用が発生する可能性は、極めて低いと判断しております。

(2) 現時点で、本件による二次被害があったとの情報はございません。

4. 再発防止策

- (1) 郵送作業時における確認作業の人的ミスを回避するため、作業手順の見直しと封入・封緘時のチェック強化を徹底します。
- (2) また、弊行従事者に対して再度個人情報保護の重要性を周知し、再発防止に努めてまいります。

5. お客さまへお願い

- (1) 本件に関し、弊行や警察等公的機関・弁護士等から、お客さまの口座番号やキャッシュカード暗証番号をお尋ねすることや、ATMを用いた手続きをお願いすることは一切ありません。
- (2) 万が一、身に覚えのない電話がかかってきた場合や、メールや文書が届いた場合は、弊行のお客さま相談室へご連絡ください。(連絡先は、以下へ記載のとおり)

このたび、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。お客さまをはじめご関係の皆さまからの信頼を取り戻せるよう、従事者一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社広島銀行 お客さま相談室
TEL 0120-164-030(直通)

報道関係者のお問い合わせ先
株式会社広島銀行 総合企画部
広報・地域貢献室
TEL 082-504-3827(直通)